

千葉市地域生活支援拠点事業について

1 事業概要

障害者の高齢化・重度化や『親亡き後』も見据え、障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域生活支援拠点を整備する。

2 整備の方法（※1）

面的整備型・・・地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。（平成29年度から試行的に1か所整備。）

3 実施主体

市長から本事業の実施事業者として指定を受けた社会福祉法人等

4 対象者

本市に居住する障害者であって、事前に支援を受ける対象者として登録している者（試行的事業であることから、対象者の障害種別、地域を限定して実施。）

5 実施事業

指定を受けた事業所は、法人単独又は他法人との連携により、次の事業を実施する。

（1）相談事業

障害のある者が、地域生活を送る上で生じる様々な問題などについて、24間・365日体制で相談を受け、必要に応じて助言、指導、障害福祉サービス事業所等への連絡・調整等を行う。

（2）自立訓練事業

障害のある者が自立した生活が送れるよう、障害福祉サービスの体験利用等を通じて、自立に向けての課題等を把握するとともに、生活習慣を身に付ける等必要な訓練を行う。

（3）緊急時受け入れ事業

障害者が、家族等による介護が受けられない場合に、短期入所をさせ、食事の提供等必要な支援を行う。

（4）人材育成事業

専門的人材の確保・養成のため、相談支援専門員、障害福祉関係者を対象とした研修会を行う。

（5）地域の体制づくり事業

市内の障害福祉サービス事業所等をはじめとする地域の社会資源、医療機関、公的機関が連携して、障害者が安心して暮らし続けられるようネットワークづくりを行う。

（6）見守り事業

家族と同居している者も含め、登録している障害者に対して、週1回程度訪問等により安否を確認するとともに、必要な助言・指導を行う。

千葉市地域生活支援拠点事業について

【 参考 】

※1・・・整備方法には、下記の2つの方法がある。

